

大会決議

下水道は、快適な生活環境の改善や公共用水域の水質保全及び浸水防除に欠かすことのできない重要な社会基盤施設であり、老朽化対策、地震・津波対策、浸水対策、高度処理の推進、合流式下水道の改善、未普及地域の解消など、多くの施策が求められています。

下水道事業が計画的、継続的にサービスを住民に提供するためには、これに必要な制度の堅持、拡充とその所要額の確保が不可欠です。また、下水道に求められる施策の実現を図るには、下水道事業に対する積極的な財政的・技術的な支援や地方債及び地方交付税制度の充実が必要です。今後、下水道事業に適切な予算措置がなされない場合、地域が抱える多くの課題への対応が困難となる恐れがあることから、下水道事業を円滑に実施するため、次の諸施策について特段の措置が講じられるよう国に対して強く要望します。

記

一、下水道の事業促進を図るために、平成二十六年下水道事業予算や社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の所要額を確保するとともに、消費税率の引上げなどに伴い増加する事業費に対する財源を確保すること。

また、東日本大震災で被災した下水道の復旧・復興事業の推進を図るため、必要な財源を確保すること。

さらに、今後策定される緊急経済対策においても追加措置を図るとともに、地方公共団体の財政的負担の軽減を図ること。

一、布設から五十年を経過した下水道管渠について、点検・調査、改築等の老朽化対策を緊急的に実施するため、「下水道老朽管の緊急改築推進事業」の要件を緩和したうえで継続すること。

一、局部的集中豪雨の多発等により、内水氾濫のリスクが増大している。事前防災・減災の観点から、「下水道浸水被害軽減総合事業」の交付要件を拡充すること。また、「合流式下水道緊急改善事業」の制度期間を延伸し、確実な改善対策の完了を図ること。

一、下水道分野における民間活力の推進や再生可能エネルギーの利用促進を図る「民間活力イノベーション推進下水道事業」を創設すること。

一、下水道に係わる創エネ技術や省エネ型水処理技術などの実証をする「下水道革新的技術実証事業」を推進すること。

一、水ビジネスの国際展開を図る観点から、我が国の優れた下水道の国際展開のための国の予算の充実に図るとともに、地方公共団体及び民間企業の活動を支援すること。

一、下水道事業経営の健全化を図るため、地方債制度における良質資金の確保、施設の耐用年数に応じた下水道事業債の償還期間の延長及び補償金免除繰上償還制度を継続し要件緩和すること。また、起債元利償還金等に対する地方交付税措置を充実すること。

右、決議する。

平成二十五年十一月二十一日